

団体傷害総合保険のご案内（2025年度）

補償内容

スクール(教室)およびイベントに参加される皆様が、教室に参加中または実施施設までの往復途中に急激で偶然な外来の怪我を被られた場合、補償規程に基づいて見舞金をお支払いいたします。
なお、本制度は、株式会社EDIONクロスベンチャーズ（会員連絡システムPiCRO提供会社）を契約者とする補償制度により運営しております（引受保険会社：損害保険ジャパン株式会社）

見舞金の金額

入院・通院について治療日数の1日目から補償されます。

*入・通院見舞金は医療費の実費ではなく、下表のとおり1日あたりの定額見舞金が支払われます。

見舞金の種類	見舞金額	見舞金をお支払する場合
災害死亡見舞金	1,000万円	急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされ、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合
後遺障害見舞金	最高 1,000万円	急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされ、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に後遺障害が生じた場合
入院見舞金 (日額)	4,000円	急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされ、入院された場合
手術見舞金 (基礎額)	4,000円	急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされ、事故の発生の日からその日を含めて180日以内にそのケガの治療のために病院または診療所において、以下①または②のいずれかの手術を受けた場合 ※詳細は2枚目を参照して下さい。
通院見舞金 (日額)	1,500円	急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされ、通院された場合

賠償金補償制度とは ～施設所有(管理)者としての責任として～

補償内容

スクール(教室)およびイベントに参加される皆様が、その活動に起因して第三者の身体や財物に損害を与えたことにより、被保険者が法律上の賠償責任が生じた場合、補償金をお支払いする制度です。

万が一下記のような事故を起こしてしまった際は、速やかにスクール事務局までお申し出ください。

なお、本制度は株式会社EDIONクロスベンチャーズ（会員連絡システムPiCRO提供会社）を契約者、被保険者とする補償制度により運営しております（引受保険会社：損害保険ジャパン株式会社）。

補償内容	支払限度額
対人賠償	被害者 1名につき 1億円 1事故につき 5億円 免責金額 なし
対物賠償	1事故につき 1億円 免責金額 なし

見舞金等のご請求は

事故が発生したときは、ただちに **スクール/クラブ事務局** までご連絡下さい。

※事故発生の日からその日を含めて30日以内に通知がない場合は、見舞金をお支払できない場合がございますので、ご注意ください。

※賠償事故に係る示談交渉は必ず引受保険会社とご相談いただきながらおすすめてください。

【 スクール/クラブ事務局 】

株式会社Bubble

【取扱代理店】

東京商事株式会社

〒107-0052 東京都港区赤坂3-21-4 新日本ビル赤坂3F
TEL : 03-3588-1141 FAX : 03-3588-1145
E-mail : spomane@tokyoshoji.co.jp

【引受保険会社】

損害保険ジャパン保険株式会社

〒103-8255
東京都中央区日本橋2-2-10 損害保険ジャパンビル3階

補償の内容【保険金をお支払いする主な場合とお支払いできない主な場合】

被保険者が、日本国内または国外において、急激かつ偶然な外来の事故（以下「事故」といいます。）によりケガ（※）をされた場合に、保険金をお支払いします。
 （※）身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収した場合に急激に生ずる中毒症状を含みます。ただし、細菌性食中毒、ウイルス性食中毒は含みません。「熱中症危険補償特約」がセットされていますので、日射または熱射による身体の障害もお支払いの対象となります。
 （注）保険期間の開始時より前に発生した事故によるケガに対しては、保険金をお支払いできません。

「急激かつ偶然な外来の事故」について

■「急激」とは、突発的に発生することであり、ケガの原因としての事故がゆるやかに発生するのではなく、原因となった事故から結果としてのケガまでの過程が直接的で時間的間隔のないことを意味します。

■「偶然」とは、「原因の発生が偶然である」「結果の発生が偶然である」「原因・結果とも偶然である」のいずれかに該当する予知されない出来事をいいます。

■「外来」とは、ケガの原因が被保険者の身体の外からの作用によることをいいます。

（注）靴ずれ、車酔い、熱中症、しもやけ等は、「急激かつ偶然な外来の事故」に該当しません。

保険金の種類	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
死亡保険金	事故によりケガをされ、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合、死亡・後遺障害保険金額の全額をお支払いします。ただし、すでに後遺障害保険金をお支払いしている場合は、その金額を差し引いてお支払いします。 死亡保険金の額＝死亡・後遺障害保険金額の全額	①故意または重大な過失 ②自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ③無資格運転、酒気を帯びた状態での運転または麻薬等により正常な運転ができないおそれがある状態での運転 ④脳疾患、疾病または心神喪失 ⑤妊娠、出産、早産または流産 ⑥外科的手術その他の医療処置 ⑦戦争、外国の武力行使、暴動（テロ行為（※1）を除きます。）、核燃料物質等によるもの ⑧地震、噴火またはこれらによる津波（天災危険補償特約をセットしない場合） ⑨頭（けい）部症候群（いわゆる「むちうち症」）、腰痛等で医学的他覚所見（※2）のないもの ⑩ピッケル等の登山用具を使用する山岳登山、ロッククライミング（フリークライミングを含みます。）、登る壁の高さが5mを超えるボルダリング、航空機操縦（職務として操縦する場合を除きます。）、ハンググライダー搭乗等の危険な運動を行っている間の事故 ⑪自動車、原動機付自転車等による競技、競争、興行（これらに準ずるものおよび練習を含みます。）、間の事故など
後遺障害保険金	事故によりケガをされ、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に後遺障害が生じた場合、その程度に応じて死亡・後遺障害保険金額の4%～100%をお支払いします。ただし、お支払いする後遺障害保険金の額は、保険期間を通じ、死亡・後遺障害保険金額を限度とします。 後遺障害保険金の額＝死亡・後遺障害保険金額 × 後遺障害の程度に応じた割合（4%～100%）	
入院保険金	事故によりケガをされ、入院された場合、入院日数に対し180日を限度として、1日につき入院保険金日額をお支払いします。 入院保険金の額＝入院保険金日額 × 入院日数（180日限度） （*）入院保険金支払限度額日数変更特約（180日）をセットしています。	
手術保険金	事故によりケガをされ、そのケガの治療のために病院または診療所において、以下①または②のいずれかの手術を受けた場合、手術保険金をお支払いします。ただし、1事故につき1回の手術にかぎります。 なお、1事故に基づくケガに対して、入院中および外来で手術を受けたときは、＜入院中に受けた手術の場合＞の手術保険金をお支払いします。 ①公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に、手術料の算定対象として列挙されている手術（※1） ②先進医療に該当する手術（※2） ＜入院中に受けた手術の場合＞ 手術保険金の額＝入院保険金日額×10（倍） ＜外来で受けた手術の場合＞ 手術保険金の額＝入院保険金日額×5（倍） （※1）以下の手術は対象となりません。 創傷処理、皮膚切開術、デブリードマン、骨または関節の非観血的または徒手的な整復術・整復固定術および授動術、抜歯手術 （※2）先進医療に該当する手術は、治療を直接の目的としてメス等の器具を用いて患部または必要部位に切除、摘出等の処置を施すものにかぎります。	（※1）「テロ行為」とは、政治的・社会的もしくは宗教・思想的な主義・主張を有する団体・個人またはこれと連帯するものがその主義・主張に関して行う暴力的行為をいいます。以下同様とします。 （※2）「医学的他覚所見」とは、理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。以下同様とします。
通院保険金	事故によりケガをされ、通院された場合、事故の発生の日からその日を含めて1,000日以内の通院日数に対し、90日を限度として、1日につき通院保険金日額をお支払いします。ただし、入院保険金をお支払いするべき期間中の通院に対しては、通院保険金をお支払いしません。 通院保険金の額＝通院保険金日額 × 通院日数（事故の発生の日から1,000日以内の90日限度） （注1）通院されない場合であっても、骨折、脱臼、靱帯損傷等のケガをされた部位（脊柱、肋骨、胸骨、長管骨等）を固定するために医師の指示によりギプス等（※）を常時装着したときはその日数について通院したものとみなします。 （※）ギプス、ギプスシーネ、ギプスシャーレ、シーネその他これらと同程度に固定することができるものをいい、胸部固定帯、胸骨固定帯、肋骨固定帯、軟性コルセット、サポーター等は含みません。 （注2）通院保険金の支払いを受けられる期間中に新たに他のケガをされた場合であっても、重複して通院保険金をお支払いしません。	